

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年3月20日

香川県知事 真鍋武紀

## 香川県条例第15号

### 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

職員の給与に関する条例（昭和26年香川県条例第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(給料の調整額) 第7条 略 2 略	(給料の調整額) 第7条 略 2 前項の調整額表に定める給料月額の調整額は、調整前における給料月額の100分の25を超えてはならない。
(給料の特別調整額) 第7条の2 人事委員会は、管理又は監督の地位にある職員の職のうちその特殊性に基き、給料月額につき適正な特別調整額表を定めることができる。 <u>2 前項の特別調整額表に定める給料月額の特別調整額は、同項に規定する職を占める職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額の100分の25を超えてはならない。</u>	(給料の特別調整額) 第7条の2 人事委員会は、管理又は監督の地位にある職員の職の内その特殊性に基き、給料月額につき適正な特別調整額表を定めることができる。 <u>2 前条第2項の規定は、前項の規定による給料の特別調整額について準用する。</u>
(初任給調整手当) 第7条の3 次の各号に掲げる職に新たに採用された職員には、当該各号に掲げる額を超えない範囲内の額を、第1号及び第2号に掲げる職に係るものにあっては採用の日から35年以内、第3号に掲げる職に係るものにあっては採用の日から10年以内、第4号に掲げる職に係るものにあっては採用の日から5年以内の期間、採用の日（第1号及び第2号に掲げる職に係るものにあっては、採用後人事委員会規則で定める期間を経過した日）から1年を経過するごとにその額を減じて、初任給調整手当として支給する。	(初任給調整手当) 第7条の3 次の各号に掲げる職に新たに採用された職員には、当該各号に掲げる額を超えない範囲内の額を、第1号及び第2号に掲げる職に係るものにあっては採用の日から35年以内、第3号及び第4号に掲げる職に係るものにあっては採用の日から5年以内の期間、採用の日（第1号及び第2号に掲げる職に係るものにあっては、採用後人事委員会規則で定める期間を経過した日）から1年を経過するごとにその額を減じて、初任給調整手当として支給する。
(1)・(2) 略 (3) 獣医学に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職で人事委員会規則で定めるもの 月額 <u>3万円</u>	(1)・(2) 略 (3) 獣医学に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職で人事委員会規則で定めるもの 月額 <u>1万円</u>

(4) 略

2・3 略

(扶養手当)

第8条 略

2 略

3 扶養手当の月額は、前項第1号に掲げる扶養親族については13,000円、同項第2号から第5号までに掲げる扶養親族（次条において「扶養親族たる子、父母等」という。）については1人につき6,000円（職員に扶養親族でない配偶者がある場合にあってはそのうち1人については6,500円、職員に配偶者がない場合にあってはそのうち1人については11,000円）とする。

4 略

別表第5（第3条関係）

大学教育職給料表

略

備考 この表は、大学に勤務する学長、教授、准教授、講師、助教、助手その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

(4) 略

2・3 略

(扶養手当)

第8条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。

2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものをいう。

- (1) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）
- (2) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子及び孫
- (3) 60歳以上の父母及び祖父母
- (4) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹
- (5) 心身に著しい障害がある者

3 扶養手当の月額は、前項第1号に掲げる扶養親族については13,000円、同項第2号から第5号までに掲げる扶養親族（次条において「扶養親族たる子、父母等」という。）のうち2人までについてはそれぞれ6,000円（職員に扶養親族でない配偶者がある場合にあってはそのうち1人については6,500円、職員に配偶者がない場合にあってはそのうち1人については11,000円）、その他の扶養親族については1人につき5,000円とする。

4 略

別表第5（第3条関係）

大学教育職給料表

略

備考 この表は、大学又は短期大学に勤務する学長、教授、助教授、講師、助手その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

（平成20年3月31日までの間における給料の特別調整額に関する経過措置）

2 職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例（平成18年香川県条例第14号）附則第6項から第8項までの規定による給料を支給される職員のうちその者の受ける給料月額と当該給料の額との合計額が、その者の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える職員についての改正後の第7条の2第2項の規定の適用については、平成20年3月31日までの間は、同項の規定中「職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額」とあるのは、「職員の給料月額と職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

(平成18年香川県条例第14号) 附則第6項から第8項までの規定による給料の額との合計額」とする。

(職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

3 職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>附 則</p> <p>9 附則第6項から前項までの規定による給料を支給される職員に関する給与条例第7条第2項、第11条の4第2項並びに第24条の5第5項及び第6項(給与条例第14条の8第4項において準用する場合を含む。以下同じ。)の規定の適用については、給与条例第7条第2項中「調整前における給料月額」とあるのは「調整前における給料月額と職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例(平成18年香川県条例第14号。以下「平成18年改正条例」という。)附則第6項から第8項までの規定による給料の額との合計額」と、給与条例第11条の4第2項並びに第14条の5第5項及び第6項中「給料月額」とあるのは「給料月額と平成18年改正条例附則第6項から第8項までの規定による給料の額との合計額」とする。</p>	<p>附 則</p> <p>9 附則第6項から前項までの規定による給料を支給される職員に関する給与条例第7条第2項(給与条例第7条の2第2項において準用する場合を含む。以下同じ。)、第11条の4第2項並びに第14条の5第5項及び第6項(給与条例第14条の8第4項において準用する場合を含む。以下同じ。)の規定の適用については、給与条例第7条第2項中「調整前における給料月額」とあるのは「調整前における給料月額と職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例(平成18年香川県条例第14号。以下「平成18年改正条例」という。)附則第6項から第8項までの規定による給料の額との合計額」と、給与条例第11条の4第2項並びに第14条の5第5項及び第6項中「給料月額」とあるのは「給料月額と平成18年改正条例附則第6項から第8項までの規定による給料の額との合計額」とする。</p>